

別添

特別用途食品に関する質疑応答集

(平成31年3月26日 消食表第105号)

(消費者庁食品表示課長通知)

一部改正 令和元年6月7日 消食表第90号
 令和元年9月9日 消食表第300号
 令和2年4月1日 消食表第95号
 令和5年5月19日 消食表第240号
 令和6年4月1日 消食表第229号
 令和6年12月10日 消食表第1055号
 令和7年6月30日 消食表第513号

目次

《第1 許可すべき特別用途食品の範囲について》

問1	特別用途食品とはどのような食品か。
問2	特別用途食品（特定保健用食品を除く。）にはどのようなカテゴリーがあるのか。

《第4 病者用食品たる表示の許可基準について》

問3	病者用食品たる表示の許可基準の基本的許可基準である「食品の栄養組成を加減し、又は特殊な加工を施したものであって、その食品が医学的、栄養学的見地からみて特別の栄養的配慮を必要とする病者に適当な食品であることが認められるもの」とは、どういった食品が対象となるか
問4	「低たんぱく質食品、アレルゲン除去食品、無乳糖食品においては、それぞれの企図する各成分が元来含まれていない食品群については、許可申請食品の対象にはならない。」について、どのような食品である場合、申請の対象とならないのか。
問5	内閣府令別表第3に定める低たんぱく質食品の許可区分に対応する規格の欄の四の規定「日常の食事の中で継続的に食するもの」はどのようなものか。
問6	特別用途食品の許可を取らずに、「低たんぱく食品」と表示を行った食品として販売することは可能か。
問7	特別用途表示の申請食品が、医薬品医療機器等法に抵触するかどうか不明な場合、又は食品としての安全性に疑義がある場合、消費者庁においてどのように判断されるのか。
問8	総合栄養食品の容器包装上に疾患などを表示することはできるのか。
問9	総合栄養食品において一括申請が認められる製品とは、どのような食品

	か。
問10	内閣府令別表第3に定める糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品の許可区分に対応する規格の欄の「企図する栄養成分の組成」はどのようなものか。
問11	糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品については、複数の献立を1製品群として申請してよいとしているが、申請数に制限はあるか。
問12	糖尿病組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品において、一括申請が認められる製品とは、どのような食品か。
問13	内閣府令別表第3に定める糖尿病用組合せ食品における許容される特別用途表示の範囲について、どのような表現が含まれるか。
問14	内閣府令別表第3に定める腎臓病用組合せ食品における許容される特別用途表示の範囲について、どのような表現が含まれるか。
問15	経口補水液において、一括申請が認められる製品とは、どのような食品か。
問16	内閣府令別表第4に定める個別評価型病者用食品の要件の欄の六「食品の喫食の形態が、他の同種の食品の喫食の形態と著しく異なるもの」はどのようなものか。

《第5 えん下困難者用食品（とろみ調整用食品を含む。）たる表示の許可基準について》

問17	えん下困難者用食品の許可基準Iの範囲内に硬さ・付着性・凝集性の数値がある製品について、許可基準II又は許可基準IIIとして許可申請することは可能か。
問18	製品の硬さ・付着性・凝集性が次のような規格のものであった場合、許可基準IIIで申請することができるか。 例) 硬さ : $1.3 \times 10^4 \sim 1.7 \times 10^4 \text{ N/m}^2$ (許可基準IIIの範囲) 付着性 : $4 \times 10^2 \text{ J/m}^3$ 以下 (許可基準Iの範囲) 凝集性 : 0.2~0.9 (許可基準IIの範囲)
問19	許可基準IIの性状である食品を食べることに適するえん下困難者が、許可基準Iの食品を食べることや、許可基準IIIの性状である食品を食べることに適するえん下困難者が許可基準I又はIIの食品を食べることは差し支えないか。
問20	えん下困難者用食品において、一括申請が認められる製品とは、どのような食品か。

《第6 表示値及び分析値について》

問21	「特別用途食品について、定量するときは、表示値に対して栄養成分等の分析値が次の範囲内になければならない」とあるが、申請食品における栄養成分の分析値が、当該食品の表示値からの規定範囲内に入っているか、許可基準の範囲から外れてもよいのか。
問22	申請食品の製品規格（分析値の許容幅）は、許可基準の範囲内である必要があるか。

《第7 新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しについて》

問23	新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しに係る要望は、個人ではなく団体で提出する必要があるか。
問24	要望を提出する際、何が必要となり、どのように行えばよいか。また、要望提出の時期は定めているか。
問25	要望を提出すれば、その要望内容については必ず反映されることになるのか。

《別添2 特別用途食品の表示許可申請時に注意すべき事項について》

問26	表示見本として提出すべき対象とは何か。
問27	販売実績は、許可申請食品の安全性を評価するものであるとのことだが、どの程度の販売実績が必要か。
問28	製造所の構造設備の概要及び品質管理の方法についての説明書について示すものは何か。
問29	その他当該食品に関する一般的説明資料について示すものは何か。
問30	特別用途食品の許可を取得するのに、どのくらいの費用がかかるか。
問31	同一の食品で商品名が違う場合、異なる食品として申請すべきか。
問32	同一の商品名で内容量が異なる場合、個別に申請する必要があるか。また、試験検査成績書や自家試験の結果等も個別に提出する必要があるか。
問33	既に許可を取得した食品と同一の商品名で内容量が異なるものを追加したい場合、どのような手続が必要か。
問34	既に許可を取得した総合栄養食品、腎臓病用組合せ食品、糖尿病用組合せ食品、えん下困難者用食品と同等性があると認められる製品や献立を追加したい場合、どのような手續が必要か。
問35	特別用途食品の許可手続に通常どの程度の期間を要するか。
問36	個別評価型病者用食品の申請のために行う申請食品を用いたヒト試験は、臨床研究法（平成29年法律第16号）に規定する臨床研究に該当しないと考えてよいか。
問37	個別評価型病者用食品において、既に許可されている商品と同一性があると認められる製品を申請したい場合、どのような手続きが必要か。

《別紙2 試験方法について》

問38	セレンの分析において、乳児用調製粉乳にも「誘導結合プラズマ質量分析法」を用いることができるのか。
-----	--

《別添3 特別用途食品の取扱い及び指導要領について》

問39	特別用途食品の許可に関する事前相談は、商品の開発・販売以降に行う必要があるか。
問40	特別用途食品の容器包装に表示しなければならない事項は何か。
問41	特別用途食品について、表示しなければならない事項を表示しなかった

	場合はどうなるのか。
問42	特別用途食品の表示許可等に係る申請及び審査の手続はどのように行われるのか。
問43	許可試験はいつ行う必要があるのか。

《別添3－6 許可後の取扱いについて》

問44	特別用途食品の許可を受けた後に、製造する会社の吸収合併が行われた場合、変更届を提出すればよいか。
問45	許可された食品と同一性を失わない程度の変更が行われた食品とは、どのような食品か。
問46	変更事項の届出が不要となる「変更事項が表示見本のみに係るものであって、義務表示事項以外の表示見本の変更」とはどのようなものか。

《別添3－8 品質管理等の定期的な報告について》

問47	品質管理等定期報告に添付する許可基準を満たしていることが分かる資料とは具体的にどういうものか。
問48	許可基準を満たしていることが分かる資料については、外部試験検査機関での試験結果でなくてはならないか。
問49	許可基準について、自家試験で測定できない項目がある場合は、外部試験を行う必要があるのか。
問50	1年に1回外部試験検査機関による試験を実施する旨で申請しているが、申請内容を「3年に1回」とする変更届を提出しなければ、品質管理等の定期的な報告の際に、自家試験結果を提出することはできないのか。
問51	前年度の販売実績がない場合、定期的な報告はどのように行うのか。

《別添3－11 経口補水液の販売方法について》

問52	経口補水液が実店舗で販売される場合、当該経口補水液の許可等を受けた者が留意すべき事項として、「消費者に対して、医師に指示されているかを医療関係者が確認できる体制を整えていること」とされているが、具体的にどのように留意すればよいのか。
問53	経口補水液が実店舗で販売される場合、当該経口補水液の許可等を受けた者は、留意すべき事項に留意することのほか、実店舗に周知すべきこと等はあるか。

《表示の適正化について》

問54	健康増進法第43条第1項における「表示」及び第65条における「広告その他の表示」とはどのようなものか。
問55	特別用途食品について、どのような広告が禁止されるのか。
問56	特別用途食品の表示規制は、どのような者が対象となるのか。
問57	特別用途食品について、許可された特別の用途を強調する表示を行うことは、誇大表示となるのか。

問58	広告において、許可表示の一部のみを表示することはできるのか。
問59	広告において、アンケートやモニター調査等の結果、個人の感想等を使用することはできるのか。
問60	特別用途食品について、許可を受けていない特別の用途の表示を行うことは、誇大表示となるのか。
問61	特別用途食品について、許可基準に係る当該栄養成分及び熱量以外の成分に係る健康の維持増進効果等の表示を行うことは、誇大表示となるのか。
問62	特別用途食品と一般食品の両方を含むシリーズ商品を並べて表示することはできるのか。
問63	一般食品について、特別の用途を連想させる表示をすることはできるのか。

用語略称一覧

略称名	正式名称
内閣府令	健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）
食品表示基準	食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）
消費者庁次長通知	特別用途食品の表示許可等について（令和元年9月9日付け消食表第296号消費者庁次長通知）
消費者庁告示	健康増進法施行令第7条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額（平成25年9月18日消費者庁告示第6号）
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

《第1 許可すべき特別用途食品の範囲について》

問1 特別用途食品とはどのような食品か。

特別用途食品とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第43条第1項又は第63条第1項の規定に基づき、「特別の用途」に適する旨の表示をすることについて、消費者庁長官の許可又は承認（以下「許可等」という。）を受けた食品である。

「特別の用途」とは、同項において、「乳児用」、「病者用」等の用途のほか、内閣府令で定めるものとされている。

特別用途表示の許可等に際しては、個別の食品ごとに、規格又は要件への適合性について国が審査を行う。

問2 特別用途食品（特定保健用食品を除く。）にはどのようなカテゴリーがあるのか。

特別用途食品では、以下の申請区分を設けている。

（1）乳児用調製乳

- 乳児用調製粉乳
- 乳児用調製液状乳

（2）妊娠婦、授乳婦用粉乳

（3）病者用食品

- 低たんぱく質食品
- アレルゲン除去食品
- 無乳糖食品
- 総合栄養食品
- 糖尿病用組合せ食品
- 腎臓病用組合せ食品
- 経口補水液
- 個別評価型病者用食品

（4）えん下困難者用食品

- えん下困難者用食品
- とろみ調整用食品

《第4 病者用食品たる表示の許可基準について》

問3 病者用食品たる表示の許可基準の基本的許可基準である「食品の栄養組成を加減し、又は特殊な加工を施したものであって、その食品が医学的、栄養学的見地からみて特別の栄養的配慮を必要とする病者に適当な食品であること認められるもの」とは、どういった食品が対象となるか。

病者は、疾病の治療及び再発や悪化の防止を目的として、医師の指示により医学的、栄養学的知見に基づき、栄養素等を管理した食事を摂取する必要がある（食事療法）。

例えば、慢性腎臓病に対して、たんぱく質の摂取量を制限する必要があるが、たんぱく質の含有量が少ない食品だけでは献立が成り立たず、十分なエネルギーや栄養成分が摂取できない。そこで、一般的に摂取する主食のたんぱく質の含有量を減らすように加工された食品を使用することで、主菜の肉や魚等の量も極端に減らすことなく、継続的な低たんぱく質食品の食事療法が可能となる。

このように、その食品を使用しなければ、食事療法の実施及びその継続が困難なものが対象となる。

問4 「低たんぱく質食品、アレルゲン除去食品、無乳糖食品においては、それぞれの企図する各成分が元来含まれていない食品群については、許可申請食品の対象にはならない。」について、どのような食品である場合、申請の対象とならないのか。

基本的に、申請の対象とならない食品としては、特殊な加工を施さずとも元来その食品に以下の栄養成分等が含まれていないものである。

- ・低たんぱく質食品：たんぱく質
- ・アレルゲン除去食品：特定の食品アレルギーの原因物質である特定のアレルゲン
- ・無乳糖食品：乳糖又はガラクトース

また、上記観点のほか、当該食品の特性、使用目的、喫食形態等が、これまで食していたものの代替となり、申請食品の成分構成やその用途等からして、当該食品が病者用食品として許可するにふさわしいものであるかどうかを個別に判断して、申請の対象となるかの決定をするものとする。

問5 内閣府令別表第3に定める低たんぱく質食品の許可区分に対応する規格の欄の四の規定「日常の食事の中で継続的に食するもの」はどのようなものか。

日常の食事の中で継続的に食するものとは、必ずしも毎日食べるものだけを指しているのではなく、日常的に食べる頻度が高いものをいう。

問6 特別用途食品の許可を取らずに、「低たんぱく食品」と表示を行った食品として販売することは可能か。

食事療法を必要とする者に向けて販売する食品である場合は、特別用途食品の許可又は承認を受けなければ販売することはできない。

ただし、たんぱく質含有量が低い旨の表示を行う食品については、「本品は、消費者庁許可の特別用途食品（病者用食品）ではありません。」との文言を記載して、「低たんぱく質（通常の〇〇（食品名）の〇%）」又は「低たんぱく質（通常の〇〇（食品名）に比べて〇%少ない）」との表示を行ったものについては、病者等が特別用途食品と誤認するおそれがないことから、この限りではない。

問7 特別用途表示の申請食品が、医薬品医療機器等法への抵触又は食品としての安全性に疑義がある場合、消費者庁においてどのように判断されるのか。

特別の用途を表示する際に、患者等に対して、効能・効果の用途を表示する場合、医薬品医療機器等法の規制対象となる可能性がある。

医薬品医療機器等法への抵触に疑義がある場合は、消費者庁から医薬品医療機器等法を所管する厚生労働省に照会し、確認するものとする。また、食品としての安全性について疑義がある場合は、消費者庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）を所管する部局に照会し、確認するものとする。

問8 総合栄養食品の容器包装上に疾患等を表示することはできるのか。

総合栄養食品の「許容される特別用途表示の範囲」^{*}を逸脱するため、許可を受けようとする表示の内容に疾患等を表示することはできない。

ただし、栄養成分の調整を行った根拠が明確である場合に限り、許可を受けようとする表示の内容外であれば、疾患等の表示をしても差し支えない。

例：「△△の疾患に適するよう〇〇を增量調整しています。」等

なお、製品の特性等によって、表示できる疾患等が変わると考えられることに留意が必要である。

※食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した総合栄養食品で、疾患等により通常の食事で十分な栄養を摂ることが困難な者に適している旨。

問9 総合栄養食品において一括申請が認められる製品とは、どのような食品か。

製品の同等性があると認められる複数の製品は、1製品群として一括申請することができる。

総合栄養食品における製品の同等性とは、当該許可基準を満たし、商品名、許可を受けた表示の内容、食事療法上の有効性、使用方法等の変化を伴わない範囲である。

なお、同じ製品群であっても、他の製品に比較して意図的に栄養成分を調整した成分等がある場合（增量又は減量）については、対象となる患者特性が異なるため、1製品群としての申請は認められない。

問10 内閣府令別表第3に定める糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品の許可区分に対応する規格の欄の「企図する栄養成分の組成」はどのようなものか。

当該製品の利用を想定する対象者が摂取するのに適切な栄養組成となるよう設定された献立の目標とする熱量、たんぱく質等の組成である。

問11 糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品については、複数の献立を1製品群として申請してよいとしているが、申請数に制限はあるか。

同一の栄養基準に基づき設計された同等性があると認められる複数の献立について、1製品群としての申請数に制限は設けていない。

問12 糖尿病組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品において、一括申請が認められる製品とは、どのような食品か。

同一の栄養基準に基づき設計された同等性があると認められる複数の献立については、1製品群として一括申請することができる。

糖尿病組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品における製品の同等性とは、当該許可基準を満たし、商品名、許可を受けた表示の内容、食事療法上の有効

性、使用方法等の変化を伴わない範囲である。

問13 内閣府令別表第3に定める糖尿病用組合せ食品における許容される特別用途表示の範囲について、どのような表現が含まれるか。

「糖尿病の食事療法を実践及び継続するのに適する旨」には、糖尿病診療ガイドラインなどに記載された医学的及び栄養学的表現を含まれる。

問14 内閣府令別表第3に定める腎臓病用組合せ食品における許容される特別用途表示の範囲について、どのような表現が含まれるか。

「腎臓病の食事療法を実践及び継続するのに適する旨」には、慢性腎臓病に対する食事療法基準等に記載された医学的及び栄養学的表現を含まれる。

問15 経口補水液において、一括申請が認められる製品とは、どのような食品か。

製品の同等性があると認められる複数の製品は、1製品群として一括申請することができる。

経口補水液における製品の同等性とは、当該許可基準を満たし、商品名、許可を受けた表示の内容、食事療法上の有効性、使用方法等の変化を伴わない範囲である。

問16 内閣府令別表第4に定める個別評価型病者用食品の要件の欄の六「食品の喫食の形態が、他の同種の食品の喫食の形態と著しく異ならないもの」はどういうものか。

食事療法として日常の食事の中で継続的に食するものであり、食事様式を大きく変えることなく、今まで食していたものと置き換えることにより食事療法を容易にするものである。

《第5 えん下困難者用食品（とろみ調整用食品も含む。）たる表示の許可基準について》

問17 えん下困難者用食品の許可基準Iの範囲内に硬さ・付着性・凝集性の数値がある製品について、許可基準II又は許可基準IIIとして許可申請することは可能か。

硬さ・付着性・凝集性いずれの許可基準においても許可基準Iの範囲内

である場合は、許可基準Ⅰとして申請する必要がある。

問18 製品の硬さ・付着性・凝集性が次のような規格のものであった場合、許可基準Ⅲで申請することができるか。

例) 硬さ : $1.3 \times 10^4 \sim 1.7 \times 10^4 \text{ N/m}^2$ (許可基準Ⅲの範囲)

付着性 : $4 \times 10^2 \text{ J/m}^3$ 以下 (許可基準Ⅰの範囲)

凝集性 : 0.2~0.9 (許可基準Ⅱの範囲)

許可基準Ⅲとして申請できる。

問19 許可基準Ⅱの性状である食品を食べることに適するえん下困難者が、許可基準Ⅰの食品を食べることや、許可基準Ⅲの性状である食品を食べることに適するえん下困難者が許可基準Ⅰ又はⅡの食品を食べることは差し支えないか。

利用の際には、医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師、言語聴覚士等に相談指導を得て使用することが適當である。また、えん下困難者用食品には、喫食の目安となる温度の表示があり、当該表示を踏まえた、適切な利用が求められる。

問20 えん下困難者用食品において、一括申請があると認められる製品とは、どのような食品か。

製品の同等性があると認められる複数の製品については、1製品群として一括申請することができる。

えん下困難者用食品における製品の同等性とは、当該許可基準を満たし、商品名、許可を受けた表示の内容、食事療法上の有効性、使用方法等の変化を伴わない範囲である。

《第6 表示値及び分析値について》

問21 「特別用途食品について、定量するときは、表示値に対して栄養成分等の分析値が次の範囲内になければならない」とされているが、申請食品における栄養成分の分析値が、当該食品の表示値からの規定範囲内に入つていれば、許可基準の範囲から外れてもよいのか。

特別用途食品の許可申請書類を提出する際、試験検査成績書等の栄養成分の分析値が記載されているものについては、全ての分析値において、表示値からの

規定範囲内であることに加えて、各申請区分に定められている許可基準の範囲内である必要がある。

問22 申請食品の製品規格値（分析値の許容幅）は、許可基準の範囲内である必要があるか。

特別用途食品の申請を行うに当たって、許可基準の範囲を逸脱しないような製品管理が必要となるため、事業者が設定した全ての製品規格値が、許可基準の範囲内である必要がある。

《第7 新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しについて》

問23 新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しに係る要望は、個人ではなく団体で提出する必要があるか。

新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しに当たって、社会全体での必要性等を踏まえて検討することになるため、疾患に関する学会や、事業者団体等において一定のコンセンサスが得られた状態で提出されることが望ましい。

問24 要望を提出する際、何が必要となり、どのように行えばよいか。また、要望提出の時期は定めているか。

新たな許可区分の追加及び許可規格の見直しを要望する場合は、消費者庁次長通知に定める資料を作成し、消費者庁長官に提出すること。

なお、資料の準備に当たって疑問があれば、事前に消費者庁食品表示課に相談しても差し支えない。

また、要望提出の時期については、具体的な締切りを設けていないが、特別用途表示の許可等に関する専門家会議は秋を目途に開催するため、早期に要望内容及び提出時期を消費者庁食品表示課に相談することが望ましい。

問25 要望を提出すれば、その要望内容については必ず反映されることになるのか。

要望内容が必ず反映されるとは限らない。基本的には、提出された要望を基に消費者庁で検討方針を作成し、特別用途表示の許可等に関する専門家会議の委員から伺った意見を参考に判断している。

《別添2 特別用途食品の表示許可申請時に注意すべき事項について》

問26 表示見本として提出すべき対象とは何か。

複数個入りの商品における外箱も含め、特別用途食品として小売される容器包装の表示見本を全て提出する必要がある。

問27 販売実績は、許可申請食品の安全性を評価するものであるとのことだが、どの程度の販売実績が必要か。

必要な販売実績については、特に販売期間や製造量における定めはなく、販売した実績があれば問題ない。

問28 製造所の構造設備の概要及び品質管理の方法についての説明書について示すものは何か。

特別用途食品の申請を行うに当たって、以下を参考に書類を準備すること。なお、申請食品を複数の製造所で製造する場合は、全ての製造所に関する資料が必要となる。

- 製造所の構造設備の概要

製造所所在地を示す地図、製造所内生産設備の配置図、製造所における申請食品の製造方法、不良品の流通を防止するための品質管理体制等の資料など

- 原料規格

申請食品に用いる原料の受入基準、原料の試験管理体制等の資料など

- 製品規格

申請食品の製品規格書、製品の試験管理体制等の資料

- 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）に基づき、内閣総理大臣の承認を受けたこと示す資料（乳児用調製乳に限る。）

また、製造所在地を示す地図、製造所生産設備の配置図については、製造所の営業許可等を添付する場合は、省略することができる。なお、製造所の営業許可等については、申請者が適切と考えた資料を添付すること。

問29 その他当該食品に関する一般的説明資料について示すものは何か。

特別用途食品の申請を行うに当たって、以下を参考に書類を準備すること。

- ・消費期限又は賞味期限の設定に関する資料
- ・表示見本に記載されている表示に関する根拠資料（虚偽誇大の表示に該当しないことが確認できる資料等）
- ・申請食品に関するウェブサイト情報
- ・パンフレット、広告等
- ・その他申請食品に関する資料

問30 特別用途食品の許可を取得するのに、どのくらいの費用がかかるか。

健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第7条第1号のとおり、申請手数料として申請者が9,800円負担する。別途、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は登録試験機関での許可試験の費用が発生する。

問31 同一の食品で商品名が異なる場合、別の食品として申請すべきか。

同一の食品であっても、商品名が異なる場合、個別に申請する必要がある。

問32 同一の商品名で内容量が異なる場合、個別に申請する必要があるか。また、試験検査成績書や自家試験の結果等も個別に提出する必要があるか。

同一の商品名で内容量が異なる場合、個別に申請する必要はないが、内容量や容器包装が異なる場合は、申請の際に全ての表示見本を提出する必要がある。また、栄養成分の分析結果については、同一性が担保されていれば、個別に試験検査成績書等を提出する必要はない。

ただし、えん下困難者用食品（とろみ調整用食品は含まない。）の性状に係る試験検査成績書等については、内容量ごとに提出する必要がある。

なお、賞味期限の設定の根拠について、各企業の製品特性によって内容量ごとに説明すること。

問33 既に許可を取得した食品と同一の商品名で内容量が異なるものを追加したい場合、どのような手続が必要か。

既に許可を取得した食品と内容量以外が申請内容と同一である場合は、追加したい全ての商品の表示見本を添付して変更届を提出することとなる。あわせて賞味期限の設定の根拠について、各企業の製品特性によって内容量ごとに説明すること。

ただし、えん下困難者用食品（とろみ調整用食品は含まない。）において、

内容量が違うものを追加する場合は、性状に係る試験検査成績書も添付して変更届を提出することとなる。

なお、内容量及び容器包装が異なることで、当該食品の分析値や製品規格が許可基準を満たさない又は著しく栄養成分の量が異なる等の場合は、再申請となる。

問34 既に許可を取得した総合栄養食品、腎臓病用組合せ食品、糖尿病用組合せ食品、えん下困難者用食品と同等性があると認められる製品や献立を追加したい場合、どのような手続が必要か。

原則、商品名を変更する場合は再申請の手続が必要であるが、既に許可を取得した製品と同等性があると認められる製品や献立においては、変更届での手続をすることができる。

なお、変更届の場合においては、表示見本、追加の理由を説明する資料、かつ製品の同等性が認められることを証明する資料（外部試験検査機関が行った試験検査成績書を各製品1ロット以上）を添付する必要がある。

問35 特別用途食品の許可手続に通常どの程度の期間を要するか。

許可手続に要する期間については、消費者庁内での審査に加え、厚生労働省への意見照会及び国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所又は登録試験機関における許可試験の実施にも期間を要するため、申請書に不備がない場合であっても、少なくとも半年程度を要する。

なお、事前相談に要する時間や、提出された書類や添付資料等の不備を申請者が修正するのに要する時間、個別評価型病者用食品の審査における有識者による検討までの準備期間は含まれない。

問36 個別評価型病者用食品の申請のために行う申請食品を用いたヒト試験は、臨床研究法（平成29年法律第16号）に規定する臨床研究に該当しないと考えてよいか。

疾病の治療等における食事療法について、その有効性又は安全性を明らかにすることを目的とした研究は、該当しない。

(参考)

「臨床研究法の施行等に関するQ&Aについて（その4）」（令和元年11月

13日付け厚生労働省医政局研究開発振興課・厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡) 問1-15

問37 個別評価型病者用食品において、既に許可されている商品と同一性があると認められる製品を申請したい場合、どのような手続きが必要か。

個別評価型病者用食品は、個別に科学的な評価を行うことにより病者用食品としての表示を認めるものであるため、新規に申請をする必要があるが、既に許可を取得した製品と同一性がある場合は、臨床データは既許可品の資料を用いることができ、それぞれの文献を要約した資料があれば、全文の添付を省略することできる。

個別評価型病者用食品における製品の同一性とは、既に許可されている商品と関与する成分及びその量、栄養成分及び熱量の表示値、許可を受けた表示の内容、食事療法上の有効性、使用方法、申請者が同一のものである。

また、個別評価型病者用食品の許可の適否は、消費者庁において医学的、栄養学的知見を有する専門の学識経験者から構成される審査体制（特別用途表示の許可等に関する専門家会議）を設け、その意見を聴き判断している。ただし、既に許可されている商品と同一性があり委員長が認めた場合に限り、特別用途表示の許可等に関する専門家会議の審議を要しない場合もある。

《別紙2 試験方法について》

問38 セレンの分析において、乳児用調製粉乳にも「誘導結合プラズマ質量分析法」を用いることができるのか。

「誘導結合プラズマ質量分析法」は、乳児用調製液状乳と共に乳児用調製粉乳にも用いることができる。なお、試料の採取方法は重量採取でも構わないとする。

《別添3 特別用途食品の取扱い及び指導要領について》

問39 特別用途食品の許可に関する事前相談は、商品の開発・販売以降に行う必要があるか。

当該食品の販売以前であっても、特別用途食品の許可申請、変更届及び再申請の提出に当たって、申請書類の準備等で不明な点があれば、消費者庁食品表示課において随時事前相談を受け付けている。

なお、事前相談の内容（表示する用途が医薬品医療機器等法に抵触するか不明な場合等）によっては、消費者庁から厚生労働省に照会し確認する場合がある。

問40 特別用途食品の容器包装に表示しなければならない事項は何か。

特別用途食品の容器包装（又はその添付文書）には、次の表示事項を表示しなければならない。

- 各許可区分に定められる、表示事項
- 商品名
- 消費期限又は賞味期限
- 保存の方法
- 製造所所在地
- 製造者の氏名（法人にあっては、その名称）
- 許可証票又は承認証票
- 許可を受けた表示の内容
- 許可を受けた規格ごとに表示すべき事項（内閣府令別表第1から第5までに規定する表示事項）
- 栄養成分の量及び熱量
- 原材料名及び添加物の表示
- 摂取、調理又は保存方法に関し、特に注意を必要とするものにあっては、その注意事項
- 許可を受けた者が、製造者以外の者であるときは、その許可等を受けた者の営業所所在地及び氏名（法人の場合は、その名称）
- その他、食品表示法に基づく表示事項等

これらの事項の表示の方法については、健康増進法及び食品表示基準を始めとした関係法令を参考とされたい。

問41 特別用途食品について、表示しなければならない事項を表示しなかった場合はどうなるのか。

特別用途食品について、健康増進法第43条第6項の規定に違反した場合、同法第62条の規定に基づく許可等の取消し対象となり、当該許可等の取消し後も特別の用途の表示をした者は、同法第43条第1項の規定に違反した者として、同法第72条の規定に基づき50万円以下の罰金（法人については同法第75条に定める

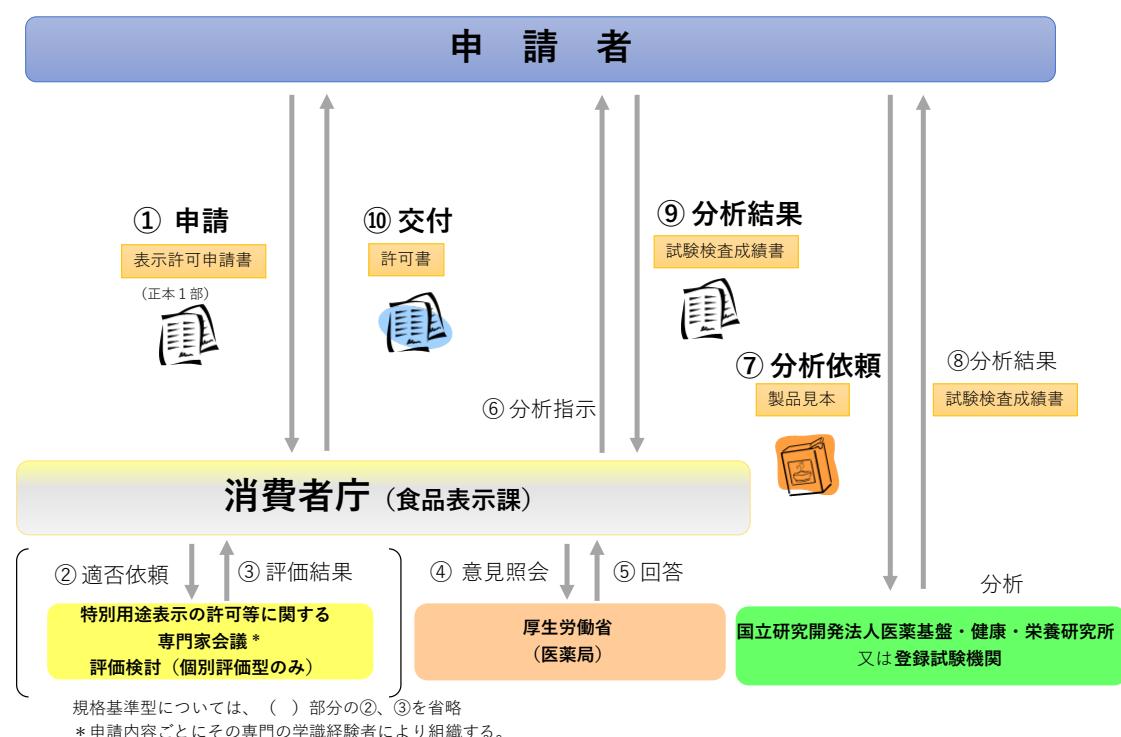
両罰規定あり。)に処せられる。

このほか、食品表示基準第3条の規定に基づく表示事項を表示せずに販売した場合、食品表示法第6条第1項の規定に基づく指示の対象となり、正当な理由がなくて指示に従わなかった場合、同条第5項の規定に基づく命令の対象となる。同項の規定に基づく命令に違反した者は、同法第20条の規定に基づき1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金(法人については同法第22条に定める両罰規定あり。)に処せられる。

問42 特別用途食品の表示許可等に係る申請及び審査の手続はどのように行われるのか。

特別用途食品の表示許可等に係る申請及び審査の手続は以下のとおりである。申請書類については、消費者庁次長通知に記載されている注意事項等を確認の上、作成し、許可申請の場合は、特別用途食品表示許可申請書(承認申請の場合は、特別用途食品表示承認申請書。以下併せて「許可等申請書」という。)を消費者庁長官に提出すること。

特別用途食品(特定保健用食品を除く)の申請手続について



問43 許可試験はいつ行う必要があるのか。

許可等に係る申請の場合は、許可等申請書を消費者庁長官に提出した後であれば、消費者庁の指示を待つことなく許可試験を行うことができる。

ただし、許可試験を行った後に、審査の過程で当初設計していた申請食品の製造工程が変更になる場合、申請食品の許可基準に係る栄養成分の量及び性状等が変更になる場合等の申請食品の設計等に変更が生じる場合には、再度、変更後の申請に基づき、許可試験を行う必要がある。

《別添3－6 許可後の取扱いについて》

問44 特別用途食品の許可を受けた後に、製造する会社の吸収合併が行われた場合、変更届を提出すればよいか。

基本的には、吸収合併存続会社など、申請者である法人の同一性が確保される場合は、変更届を提出することとし、吸収分割会社など法人の同一性が確保されない場合は、再申請を行うこととなる。既に許可を受けた食品の申請者である製造会社等を変更する場合、どのような手続が必要となるかは、事前に消費者庁食品表示課に相談されたい。

問45 許可された食品と同一性を失わない程度の変更が行われた食品とは、どのような食品か。

同一性を失わない程度の変更とは、風味や着色料、容器包装等を変更した製品が挙げられるが、原則、栄養成分及び熱量、許可基準、食事療法上の有効性並びに使用方法等の変化を伴わない範囲となる。根拠資料として、製品の同一性を失わない理由及びその科学的な裏付けとなる説明資料を添付すること。

なお、消費者庁が必要とする場合は、外部試験検査機関が行った栄養成分の量及び熱量の試験検査成績書、経時変化試験成績書又はばらつき試験検査成績書等を用いて説明すること。

問46 変更事項の届出が不要となる「変更事項が表示見本のみに係るものであって、義務表示事項以外の表示見本の変更」とはどのようなものか。

例えば以下のようないふな場合（義務表示事項の視認性に影響のない範囲の変更）が想定される。

- ・文字色、文字サイズ、背景色又は図案の変更、追加又は削除

- ・任意の表示事項やキャッチコピーの変更、追加又は削除

ただし、別添3の3(3)にある「表示、広告等の取扱い」に留意すること。なお、変更事項の届出の要否については、隨時事前相談を受け付けていることから、消費者庁食品表示課まで照会することができる。

《別添3－8 品質管理等の定期的な報告について》

問47 品質管理等定期報告に添付する許可基準を満たしていることが分かる資料とは具体的にどういうものか。

許可基準を満たしていることが分かる資料とは、許可を受けた製品が許可基準を逸脱していないか確認できる資料のことであり、具体的には試験検査成績書等である。

問48 許可基準を満たしていることが分かる資料については、外部試験検査機関での試験結果でなくてはならないか。

許可基準を満たしていることが分かる資料については、自家試験結果でも差し支えないが、少なくとも3年に1回は、外部試験検査機関が発行した試験検査成績書の写し（試験検査機関名、試験者名及び責任者名が記載されたもの）を添付する必要がある。

また、基本的には報告する前年度末まで（報告する年の3月31日まで）には分析が終了していることが望ましい。

なお、外部試験検査機関は限られていることから、十分に余裕をもって依頼する必要がある。

問49 許可基準について、自家試験で測定できない項目がある場合は、外部試験を行う必要があるのか。

全ての許可基準を満たしていることが分かる資料を提出する必要があるため、自家試験で測定できない項目については、外部試験を行うこと。

問50 1年に1回外部試験検査機関による試験を実施する旨で申請しているが、申請内容を「3年に1回」とする変更届を提出しなければ、品質管理等の定期的な報告の際に、自家試験結果を提出することはできないのか。

変更届書を提出しなくても、品質管理などの定期的な報告の際に自家試験結果を提出することは可能である。

なお、別添2の2「(6) 製造所の設備構造の概要及び品質管理の方法についての説明書」は、各社で外部試験検査機関による試験頻度を検討いただき、変更する場合は他の変更事項に係る届出の際に併せて提出すること。

問51 前年度の販売実績がない場合、定期的な報告はどのように行うのか。

前年度の販売実績がない場合は、その旨を報告し、分析結果を添付する必要はない。ただし、その場合は消費者庁次長通知「参考様式3」の備考において、今後の販売予定（再販売の予定を含む。）又は失効の届書を提出する予定の期日を明記すること。

《別添3-11 経口補水液の販売方法について》

問52 経口補水液が実店舗で販売される場合、当該経口補水液の許可等を受けた者が留意すべき事項として、「消費者に対して、医師に指示されているかを医療関係者が確認できる体制を整えていること」とされているが、具体的にどのように留意すればよいのか。

例えば、購入者が適切な飲み方のアドバイス等を受けることができるようには、販売店舗に医療関係者（医師、管理栄養士のほか、経口補水液の適切な使用方法を説明できる薬剤師、看護師、登録販売者等の医療関係者をいう。）が配置されるよう依頼等を行い、体制が整備されていることが望ましいが、製品の容器包装にお客様相談窓口を記載し、許可等を受けた者において、電話等により消費者からの相談を受けることができる体制を整備すること等も考えられる。

問53 経口補水液が実店舗で販売される場合、当該経口補水液の許可等を受けた者は、留意すべき事項に留意することのほか、実店舗に周知すべきこと等はあるか。

経口補水液の販売方法については、消費者庁次長通知において許可等を受けた者への留意事項を示しており、実店舗における経口補水液の取扱い等については、「特別用途食品「経口補水液」販売時における陳列・掲示について」（令和5年11月20日事務連絡）及び「「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」の一部改正について」（令和6年12月10日付け消食表第1078号食品表示課長通知）を示しているため、これらに沿って販売されるよう周知いただきたい。

加えて、経口補水療法や経口補水液の使用方法を説明した消費者向けの資材の提供や、相談・指導の体制構築に当たっての実店舗向けの資材等の提供等により、消費者及び実店舗の経口補水液の活用に関する理解の促進に取り組むことが望ましい。

また、以下の2点については、経口補水液について消費者及び実店舗からの問合せが多い事項であるため、併せて周知いただきたい。

- (1) 問：経口補水液のパッケージに「医師から指示があった場合に限り使用すること」と表示があるが、どのような場合に使用することができるのか。また、購入・販売することはできるのか。

答：感染性胃腸炎による下痢・嘔吐や熱中症による脱水状態の際に使用することができるものである。医師からナトリウムやカリウムの摂取量の制限を指示されている場合は、医師に相談し、その指導に従って使用する必要がある。また、経口補水液には糖質も含まれているため、糖質の摂取量の制限を指示されている場合も注意が必要である。

なお、医師の指示の有無による購入・販売の制限等はない。

- (2) 問：健康な場合に飲んでよいのか。

答：経口補水液は、病者用食品であることから、脱水状態でない者が普段の水分補給として飲用するものではない。

《表示の適正化について》

問54 健康増進法第43条第1項における「表示」及び第65条における「広告その他の表示」とはどのようなものか。

具体的には、顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であつて、例えば、次に掲げるものをいう。

- ア 商品（サンプルを含む。）、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- イ 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものも含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- ウ ポスター、看板（プラカード又は建物、電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- エ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機によ

る放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告
オ 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、
パソコン通信等によるものを含む。)

問55 特別用途食品について、どのような広告が禁止されるのか。

特別用途食品は、個別の食品ごとに提出された書類に基づき、国が審査を行い、特別の用途を表示することについての許可を与える食品であることから、当該許可表示の範囲を超えて特別の用途に適する旨の広告を行うことは、健康増進法第43条第1項の規定に違反し、また、当該広告が著しく事実に相違するか、又は著しく人を誤認させるものである場合には、同法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。

問56 特別用途食品の表示規制は、どのような者が対象となるのか。

健康増進法第65条第1項は、「何人も」誇大表示をしてはならないと規定している。

このため、特別用途食品の表示をする者であれば、特別用途食品の製造業者や販売業者のみならず、例えば、新聞社、雑誌社、放送事業者等の広告媒体事業者等も対象となり得る。

問57 特別用途食品について、許可された特別の用途を強調する表示を行うことは、誇大表示となるのか。

特別用途食品について、許可された特別の用途を強調する表示を行うことは、許可表示から期待される特別の用途を超える過大な効果があるかのような誤認を与えるとともに、このような過大な効果についても、国が許可しているかのような誤認を与えることから、許可された特別の用途を強調する表示は、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。

なお、許可表示の内容を改変することは、同法第43条第1項の規定に違反することとなる。

問58 広告において、許可表示の一部のみを表示することはできるのか。

許可表示として許可された文言は、原則として一体として表示すべきであり、広告において許可表示の一部のみを表示することは、表示内容によっては、許可表示から期待される特別の用途を超える過大な効果についても、国が許可

しているかのような誤認を与えるおそれがある。

問59 広告において、アンケートやモニター調査等の結果、個人の感想等を使用することはできるのか。

広告においてアンケートやモニター調査の結果、個人の感想等を使用することにより、許可された特別の用途を超えて過大な効果があるかのような印象を消費者に与える場合には、誇大表示に該当するおそれがある。

例えば、以下のような場合には、誇大表示に該当するおそれがある。

(例)

- ・ アンケートやモニター調査の調査条件（質問内容、対象者、人数等）を適切に表示しないもの
- ・ 医療関係者、大学教授など権威のある者による感想文や推薦文で、効果を保証するような内容を記載したもの

なお、「あくまでも個人の感想です」、「効果を保証するものではありません」等の表示をしたとしても、結果的に消費者が誤認すれば、誇大表示に該当することとなる。

問60 特別用途食品について、許可を受けていない特別の用途の表示を行うことは、誇大表示となるのか。

特別用途食品は、個別の食品ごとに提出された申請書類に基づき、国が審査を行い、特別の用途の表示について許可を与える制度である。

このため、許可を受けていない特別の用途の表示を行うことは、国が許可しているかのような誤認を消費者に与え、健康増進法第 65 条第 1 項の規定に違反するおそれがある。

なお、「この表示は特別用途食品の許可を受けたものではありません」等の表示をしたとしても、結果的に消費者が誤認すれば、誇大表示に該当することとなる。

問61 特別用途食品について、許可基準に係る当該栄養成分及び熱量以外の成分に係る健康の維持増進効果等の表示を行うことは、誇大表示となるのか。

特別用途食品について、許可基準に係る当該栄養成分及び熱量以外の成分に係る健康の維持増進効果等の表示を行うことは、当該表示についても、国が許可しているかのような誤認を消費者に与えるため、認められない。

問62 特別用途食品と一般食品の両方を含むシリーズ商品を並べて表示することはできるのか。

テレビコマーシャルや新聞広告などで、特別用途食品を含むシリーズ商品を並べて表示する場合に、当該特別用途食品の許可表示を表示することにより、シリーズ商品全体が特別用途食品であるかのような誤認を消費者に与えることは、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。

また、店舗等の食品の売場において、特別用途食品の許可表示が表示された店頭ポップ等を掲げることにより、一般食品も特別用途食品であると消費者に誤認されるおそれがある場合は、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。

問63 一般食品について、特別の用途を連想させる表示をすることはできるのか。

健康増進法第43条第1項の許可を受けていない一般食品について、特別用途食品の商品名やデザイン、キャッチコピー等を類似させるなどして、当該一般食品が特別用途食品であるとの誤認を消費者に与えることは、健康増進法第 65 条第 1 項の規定に違反するおそれがある。

また、特別の用途に適する旨の表示について、国の許可を受けずに表示した者は、健康増進法第43条第1項の規定に違反することとなる。